

「第2次松江市空家等対策計画」(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)

松江市 歴史まちづくり部 建築指導課

1 趣旨

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化などに伴い、使用されていない住宅・建築物(以下「空家等」と言います。)が増加しています。空家等の中には適切に管理が行われていないものもあり、安全性の低下や公衆衛生の悪化など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

また、令和2年6月に「マンション管理適正化法」が改正され、管理不全などでマンションが特定空家等の該当になることを防ぐため、適正な管理がこれまで以上に求められています。

本市においても、平成29年3月に「松江市空家等対策計画(計画期間:平成29年から令和3年度まで)」を策定し、この計画に基づき各種施策を展開いたしました。これまでの空家等対策の取り組みを検証し、今後より一層対策を推進するため、この度「第2次松江市空家等対策計画(素案)」を作成いたしました。この素案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和3年12月1日(水)～令和4年1月11日(火)(必着)

3 掲出・閲覧場所

「第2次松江市空家等対策計画(素案)」は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館2階総務課内行政資料コーナー)
- 各支所(行政資料コーナー)

4 ご意見のご提出方法

・次のいずれかの方法でご提出してください。なお、障がいをお持ちなどのため、これらの方法によりがたい場合は、下記6に記載しているお問合せ先までご連絡ください。

- ・郵送
- ・ファクシミリ
- ・電子メール
- ・ご持参(ご持参先:建築指導課)

※宛先・送信先は下記6に記載

- ・ご意見をご提出の際は、ご意見、お名前、ご住所、お電話番号(団体にあつては名称および所在地)を必ずご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「第2次松江市空家等対策計画(素案)に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（お名前、ご住所、ご連絡先等）は公表いたしません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・ご提出のご意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

6 お問い合わせ先・ご意見のご提出先

松江市 歴史まちづくり部 建築指導課（担当 中島・中谷）

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話：0852-55-5344 FAX：0852-55-5552

電子メール：ke-shidou@city.matsue.lg.jp

ホームページ

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/sumai/sumai/akiya/matsueshiakiyataisakukeikaku-ikenbosyu.html>